

予第2号

平成29年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

目 次

(予 算)

平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算	1
-----------------------------	---

(予算に関する説明書)

1 . 平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算実施計画	7
2 . 平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	11
3 . 給与費明細書	12
4 . 債務負担行為に関する調書	22
5 . 平成29年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表	26
6 . 注記（平成29年度）	29
7 . 平成28年度阪神水道企業団水道事業予定損益計算書	32
8 . 平成28年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表	34
9 . 注記（平成28年度）	37

予第2号

平成29年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(年間総給水量)
神戸市	457,367 m ³	165,656,729 m ³
	453,528 m ³	
尼崎市	170,537 m ³	61,296,777 m ³
	167,695 m ³	
西宮市	131,953 m ³	48,162,845 m ³
	131,953 m ³	
芦屋市	29,745 m ³	10,750,045 m ³
	29,425 m ³	
宝塚市	— m ³	2,338,000 m ³
	7,000 m ³	
計	789,602 m ³	288,204,396 m ³

1日平均給水量の上段は、平成29年3月1日から同年3月31日までの水量を、下段は同年4月1日からの水量を示す。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益

21,082,413 千円

第1項 営業収益	19,193,440 千円
第2項 営業外収益	1,414,865 千円
第3項 特別利益	474,108 千円

支 出

第1款 水道事業費用	20,002,111 千円
第1項 営業費用	17,218,647 千円
第2項 営業外費用	2,023,567 千円
第3項 特別損失	754,897 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,420,606千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 233,380千円、当年度純利益 816,312千円及び損益勘定留保資金 7,370,914千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,506,399 千円
第1項 企業債	462,000 千円
第2項 出資金	1,044,395 千円
第3項 国庫補助金	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第5項 工事負担金	1 千円
第6項 その他資本収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	9,927,005 千円
第1項 建設改良費	2,453,021 千円
第2項 企業債償還金	5,431,343 千円
第3項 水利負担金	1,354,274 千円
第4項 国庫補助金返還金	348 千円
第5項 出資金返還金	688,019 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
淀川取水場改修工事	平成29年度から 平成31年度まで	671,945 千円
淀川取水場導水ポンプ 3号・4号取替工事	平成29年度から 平成30年度まで	635,148
2期淀川導水管更新工事	平成29年度から 平成31年度まで	552,040
配水流量計取替工事その2	平成29年度から 平成30年度まで	206,465
猪名川浄水場送水ポンプ 8号取替工事	平成29年度から 平成30年度まで	662,040
2期淀川導水管調査工事	平成29年度から 平成30年度まで	51,840
水管橋補強工事	平成29年度から 平成30年度まで	140,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	導送配水管路整備事業費充当のため 462,000 千円
起債の方法	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、 財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下 げて借入れをすることができる。
利率	年4.8%以内
償還の方法	本年度の元金は、借入れの翌日から5年以内を据置 き、その後40年以内に毎年度元利均等その他の方 法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更 あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都 合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利 率の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,319,486千円
(2) 交際費	184千円

(構成団体からの補助金)

第10条 企業債利息、水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、46,178千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、413,217千円と定める。

平成29年2月28日提出

阪神水道企業団

企業長 谷本光司

平成29年3月22日

原案可決

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業収益			21,082,413	
	1. 営 業 収 益		19,193,440	
		1. 分 賦 金	19,177,707	給水量に対する分賦金
		2. 受託工事収益	7,305	他団体負担による工事に伴う受託工事収益
		3. そ の 他 営 業 収 益	8,428	水質検査受託試験収益等
	2. 営 業 外 収 益		1,414,865	
		1. 受 取 利 息	804	銀行預金利息等
		2. 補 助 金	46,178	地方公営企業繰出基準による構成団体からの補助金
		3. 長 期 前 受 金 戻 入	1,222,692	補助金等により取得し、又は改良した資産(償却資産に限る。)の償却に伴い収益化する額
		4. 雑 収 益	145,191	使用料及びその他雑収益
	3. 特 別 利 益		474,108	
		1. 固 定 資 産 売 却 益	1	
		2. そ の 他 特 別 利 益	474,107	宝塚市への新規供給に伴う加入負担金のうち分賦金相当額

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業費用			20,002,111	
	1. 営業費用		17,218,647	
		1. 原 水 費	1,481,492	原水の取水導水に係る設備の維持及び作業に要する費用
		2. 浄 水 費	3,101,021	原水のろ過滅菌設備等の維持及び作業に要する費用
		3. 配 水 費	2,995,749	浄水の送配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
		4. 受託工事費	7,305	他団体負担による工事に伴う受託工事費
		5. 総 係 費	1,349,272	事業活動の全般に関連する費用
		6. 議会費及び 監 査 費	17,557	議会及び監査関係に要する費用
		7. 減価償却費	8,019,749	償却資産に対する減価償却費
		8. 資産減耗費	246,502	固定資産除却費及びたな卸資産減耗費
	2. 営業外費用		2,023,567	
		支払利息及び 1. 企業債 取 扱 諸 費	1,321,848	企業債利息及び割賦負担金利息等
		2. 消費税及び 地方消費税	695,296	
		3. 雑 支 出	6,423	その他雑支出等
	3. 特別損失		754,897	
		1. 固 定 資 産 売 却 損	1	
		2. 固 定 資 産 除 却 損 失	1	
		3. 減 損 損 失	1	
		4. 災 害 に よ る 損 失	1	
		5. そ の 他 特 別 損 失	754,893	宝塚市への新規供給に伴う加入負担金のうち分賦金相当額に対する構成団体への返還金等
	4. 予 備 費		5,000	
		1. 予 備 費	5,000	

資本的収入及び支出

(収 入)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的収入			1,506,399	
	1. 企 業 債		462,000	
		1. 企 業 債	462,000	導送配水管路整備事業充当債
	2. 出 資 金		1,044,395	
		1. 出 資 金	1,044,395	地方公営企業繰出基準による構成団体からの出資金及び宝塚市加入負担金（出資金相当）
	3. 国庫補助金		1	
		1. 国庫補助金	1	
	4. 固 定 資 産 売 却 代 金		1	
		1. 固 定 資 産 売 却 代 金	1	
	5. 工事負担金		1	
		1. 工事負担金	1	
	6. そ の 他 資 本 収 入		1	
		1. そ の 他 資 本 収 入	1	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			9,927,005	
	1. 建設改良費		2,453,021	
		1. 水道改良費	2,292,577	設備改良費及び固定資産購入費
		2. 事務費	160,444	職員給与費及び諸経費
	2. 企業債償還金		5,431,343	
		1. 企業債償還金	5,431,343	企業債の元金償還金
	3. 水利負担金		1,354,274	
		1. 水利負担金	1,354,274	日吉ダム建設事業割賦負担金
	4. 国庫補助金 返還金		348	
		1. 国庫補助金 返還金	348	国庫補助金に係る消費税及び地方消費税返還相当額
	5. 出資 返還金		688,019	
		1. 出資 返還金	688,019	宝塚市加入負担金（出資金相当）に対する構成団体への返還金

2. 平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	816,312
	減価償却費	8,019,749
	固定資産除却費	246,487
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	68,579
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,479
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,151
	長期前受金戻入	△ 1,222,692
	受取利息	△ 804
	支払利息及び企業債取扱諸費	1,321,848
	その他	15
	小計	<u>9,239,864</u>
	受取利息	804
	支払利息及び企業債取扱諸費	<u>△ 1,321,848</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>7,918,820</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,282,469
	無形固定資産の取得による支出	△ 1,290,009
	有形固定資産の売却による収入	1
	補助金等による収入	3
	補助金の返還による支出	△ 348
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 3,572,822</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	462,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,431,343
	構成団体からの出資による収入	1,044,395
	出資の返還による支出	△ 688,019
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 4,612,967</u>
	資金増加額 (又は減少額)	△ 266,969
	資金期首残高	<u>5,000,711</u>
	資金期末残高	<u><u>4,733,742</u></u>

3. 給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給
		特別職(人)	一般職(人)	給 料(千円)
本 年 度	損益勘定支弁職員	2	(18) 207	946,824
	資本勘定支弁職員	—	(0) 15	72,141
	合 計	2	(18) 222	1,018,965
前 年 度	損益勘定支弁職員	2	(13) 213	961,923
	資本勘定支弁職員	—	(0) 15	66,770
	合 計	2	(13) 228	1,028,693
比 較	損益勘定支弁職員	0	(5) △ 6	△ 15,099
	資本勘定支弁職員	—	(0) 0	5,371
	合 計	0	(5) △ 6	△ 9,728

(注1) ()内は、再任用職員の職員数(外数)である。

区 分	手 当 等				
	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
本 年 度	33,516	128,589	22,529	6,562	43,463
前 年 度	35,892	130,601	23,539	6,562	43,471
比 較	△ 2,376	△ 2,012	△ 1,010	0	△ 8

(注2) 当事業年度において、退職手当として支給するため、退職給付引当金102,986千

(注3) 当事業年度において、期末勤勉手当として支給するため、賞与引当金138,263千

(注4) 当事業年度において、期末勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法

与 費		法定福利費(千円)	合 計(千円)
手当等(千円)	計(千円)		
883,370	1,830,194	332,389	2,162,583
57,635	129,776	27,127	156,903
941,005	1,959,970	359,516	2,319,486
867,857	1,829,780	340,175	2,169,955
56,933	123,703	25,925	149,628
924,790	1,953,483	366,100	2,319,583
15,513	414	△ 7,786	△ 7,372
702	6,073	1,202	7,275
16,215	6,487	△ 6,584	△ 97

の 内 訳						
夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	通勤手当 (千円)	退職給付費 (千円)
9,857	1	529	441,148	40,423	42,823	171,565
9,857	1	547	436,828	42,337	42,126	153,029
0	0	△ 18	4,320	△ 1,914	697	18,536

円を取り崩すこととしている。

円を取り崩すこととしている。

定福利費引当金25,350千円を取り崩すこととしている。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給 料	△ 9,728	給与改定に伴う増加分	1,341
		昇給に伴う増加分	14,788
		その他の増減分	△ 25,857
手 当 等	16,215	制度改定に伴う増減分	△ 2,484
		その他の増減分	18,699

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		全 職 種
平成29年1月1日現在	平均給料月額 (円)	359,346
	平均給与月額 (円)	444,471
	平均年齢 (歳)	45.6
平成28年1月1日現在	平均給料月額 (円)	362,112
	平均給与月額 (円)	439,059
	平均年齢 (歳)	45.3

説 明	備 考
	給料改定率 0.14% 実施時期 平成28年4月1日
	平均昇給率 1.62%
	給料減額及び職員構成の変動等に伴う減
住居手当 △2,484千円	持家手当単価の減による減
扶養手当 △2,376千円	
地域手当 △2,012千円	
住居手当 1,474千円	
時間外勤務手当 △8千円	
管理職員特別勤務手当 △18千円	
期末勤勉手当 4,320千円	
管理職手当 △1,914千円	
通勤手当 697千円	
退職給付費 18,536千円	

事務職	技術職
359,690	359,212
441,037	445,806
45.2	45.8
367,901	359,855
448,880	435,230
46.0	45.0

(2) 初任給

区 分	阪神水道企業団		構 成			
			神戸市		尼崎市	
	事務・技術職	技能職	技能職	企業職	企業一般職	企業技能労務職
高校卒	154,300	—	150,300	150,300	154,900	144,700
大学卒	181,900	—	182,600	—	186,100	—

(3) 級別職員数

区 分	級	事 務 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成29年1月1日現在	1級	(0)	(—)
		0	—
	2級	(0)	(—)
		4	6.6
	3級	(0)	(—)
		7	11.5
	4級	(0)	(—)
		26	42.6
	5級	(0)	(—)
	17	27.9	
6級	(0)	(—)	
	6	9.8	
7級	(0)	(—)	
	1	1.6	
計	(0)	(—)	
	61	100.0	
平成28年1月1日現在	1級	(0)	(—)
		0	—
	2級	(0)	(—)
		4	6.5
	3級	(0)	(—)
		9	14.5
	4級	(0)	(—)
		24	38.7
	5級	(0)	(—)
	18	29.0	
6級	(0)	(—)	
	6	9.7	
7級	(0)	(—)	
	1	1.6	
計	(0)	(—)	
	62	100.0	

(注) ()内は、再任用職員の職員数(外数)である。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級
事務職及び技術職	定型的な業務を行う職務	経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

(単位 円)

団 体 の 制 度					
西 宮 市		芦 屋 市		宝 塚 市	
企業一般職	企業技能労務職	企業職	技能職	企業職	技能労務職
156,717	153,300	154,800	—	156,600	156,600
183,249	—	184,400	—	185,600	—

技 術 職		合 計	
職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
(0)	(—)	(0)	(—)
0	—	0	—
(0)	(—)	(0)	(—)
15	9.4	19	8.6
(4)	(30.8)	(4)	(30.8)
28	17.6	35	15.9
(9)	(69.2)	(9)	(69.2)
79	49.7	105	47.8
(0)	(—)	(0)	(—)
24	15.1	41	18.6
(0)	(—)	(0)	(—)
10	6.3	16	7.3
(0)	(—)	(0)	(—)
3	1.9	4	1.8
(13)	(100.0)	(13)	(100.0)
159	100.0	220	100.0
(0)	(—)	(0)	(—)
0	—	0	—
(0)	(—)	(0)	(—)
13	8.1	17	7.6
(8)	(80.0)	(8)	(80.0)
34	21.1	43	19.3
(2)	(20.0)	(2)	(20.0)
78	48.4	102	45.8
(0)	(—)	(0)	(—)
22	13.7	40	17.9
(0)	(—)	(0)	(—)
11	6.8	17	7.6
(0)	(—)	(0)	(—)
3	1.9	4	1.8
(10)	(100.0)	(10)	(100.0)
161	100.0	223	100.0

4 級	5 級	6 級	7 級
主任の職務	室長、係長及び主査の職務	課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長の職務	部長、次長、所長、局長及び参事の職務

(4) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.52	0.00
支給対象職員の比率(平成29年1月1日現在) (%)	19.1	0.0
支給対象職員一人当たり平均支給月額 (円)	1,855	0
代表的な特殊勤務手当の名称	交替勤務手当、非常作業手当	

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率 (月分)		支 給 率 計 (月分)
	6月	12月	
本 年 度	(1.05) 2.075	(1.20) 2.225	(2.25) 4.30
前 年 度	(1.025) 2.025	(1.175) 2.175	(2.20) 4.20
構 成 団 体 の 制 度	神 戸 市	(1.05) 2.075	(2.25) 4.30
	尼 崎 市	(1.05) 2.075	(2.25) 4.30
	西 宮 市	(1.05) 2.075	(2.25) 4.30
	芦 屋 市	(1.05) 2.075	(2.25) 4.30
	宝 塚 市	(1.05) 2.075	(2.25) 4.30

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率である。

(6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	
支 給 率 等	25.55625	37.2594	49.59	
構 成 団 体 の 制 度	神 戸 市	25.55625	37.41	49.59
	尼 崎 市	25.55625	34.5825	49.59
	西 宮 市	25.55625	34.5825	49.59
	芦 屋 市	25.55625	34.5825	49.59
	宝 塚 市	25.55625	34.5825	49.59

技 術 職
0.71
26.4
2,566

職制上の段階、職務の級等 による加算措置	備 考
有	
有	
有	
有	
有	
有	
有	

最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
49.59	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	
49.59	制 度 な し	
49.59	定年前早期退職特例措置 (1年につき3%以内)	
49.59	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
49.59	定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	
49.59	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

(7) その他の手当

区 分	構成団体の 制度との異同	差 異			
		阪 神 水 道 企 業 団		構 成 団	
				神 戸 市	尼 崎 市
扶 養 手 当	異 なる	配偶者 10,000円 子 8,000円 それ以外の扶養親族 6,500円 配偶者を有しない場合 1人目(子) 10,000円 1人目(父母等) 9,000円 16歳の年度始め～22歳の年度 末までの子 加算 5,000円	配偶者 13,000円 それ以外の扶養親族 7,500円 配偶者を有しない場合 1人目(子) 12,000円 1人目(父母等) 11,000円 16歳の年度始め～22歳の年度 末までの子 加算 5,000円	(差 異 な し)	
地 域 手 当	異 なる	12%	(差 異 な し)	10%	
住 居 手 当	異 なる	持家 7,200円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 27,000円	持家 市内 6,600円 市外 4,600円 借家 市内 15,200円 市外 13,200円	持家 0円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 27,000円 ただし、市外から市内に転入 し、世帯主の場合、最長3年間月 額10,000円を加算	
通 勤 手 当	同 じ	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円	(差 異 な し)	(差 異 な し)	

の 内 容		
体 の 制 度		
西 宮 市	芦 屋 市	宝 塚 市
配偶者 13,000円	配偶者 13,000円	(差 異 な し)
それ以外の扶養親族 6,500円	それ以外の扶養親族 6,500円	
配偶者を有しない場合 1人目 11,000円	配偶者を有しない場合 1人目 11,000円	
16歳の年度始め～22歳の年度 末までの子 加算 5,000円	16歳の年度始め～22歳の年度末 までの子 加算 5,000円	
15%	15%	14%
世帯主 13,000円	持家 9,900円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度 額 33,500円	持家 新築・購入から15年以内 3,000円 上記以外 1,500円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 27,000円
(差 異 な し)	(差 異 な し)	(差 異 な し)

4. 債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額	
		期 間	金 額
日吉ダム建設事業 割賦負担金	千円 15,356,921	平成10年度から 平成28年度まで	千円 12,666,181
日吉ダム建設事業割賦 負担金（二次精算）	1,763,668	平成19年度から 平成28年度まで	407,756
取水場運転管理業務委託 （平成28年3月～）	514,516	平成27年度から 平成28年度まで	113,615
浄水場運転管理業務委託 （平成28年1月～）	556,968	平成27年度から 平成28年度まで	114,611
大道取水場改修工事	1,534,888	平成27年度から 平成28年度まで	1,499,688
保安警備業務委託	204,803	平成28年度	50,592
越木岩受水池改修工事	780,050	平成28年度	21,600
甲東・西宮ポンプ場改修工事	327,276	平成28年度	271,836
芦屋市連絡施設整備工事	219,000	平成28年度	54,000
配水流量計取替工事	93,564	平成28年度	63,177
1期中部配水管更新工事	315,440	平成28年度	73,440
管路更新事業（2期東部）	719,600	平成28年度	345,600
淀川取水場改修工事	671,945	—	—
淀川取水場導水ポンプ 3号・4号取替工事	635,148	—	—

当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	構成団体から の繰出金	企業債	その 他
	千円	千円	千円	千円
平成29年度から 平成32年度まで	2,690,740	896,913	—	1,793,827
平成29年度から 平成48年度まで	1,355,912	451,970	—	903,942
平成29年度から 平成31年度まで	400,901	—	—	400,901
平成29年度から 平成31年度まで	442,357	—	—	442,357
平成29年度	35,200	—	—	35,200
平成29年度から 平成31年度まで	154,211	—	—	154,211
平成29年度から 平成31年度まで	758,450	—	221,000	537,450
平成29年度	55,440	—	—	55,440
平成29年度	165,000	—	—	165,000
平成29年度	30,387	—	—	30,387
平成29年度から 平成31年度まで	242,000	—	238,000	4,000
平成29年度	374,000	—	367,000	7,000
平成29年度から 平成31年度まで	671,945	—	557,000	114,945
平成29年度から 平成30年度まで	635,148	—	—	635,148

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額	
		期 間	金 額
2 期 淀 川 導 水 管 更 新 工 事	552,040	—	—
配 水 流 量 計 取 替 工 事 そ の 2	206,465	—	—
猪 名 川 浄 水 場 送 水 ポ ン プ 8 号 取 替 工 事	662,040	—	—
2 期 淀 川 導 水 管 調 査 工 事	51,840	—	—
水 管 橋 補 強 工 事	140,400	—	—

当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	構成団体から の繰出金	企業債	その他
平成29年度から 平成31年度まで	552,040	—	550,000	2,040
平成29年度から 平成30年度まで	206,465	—	—	206,465
平成29年度から 平成30年度まで	662,040	—	—	662,040
平成29年度から 平成30年度まで	51,840	—	—	51,840
平成29年度から 平成30年度まで	140,400	—	—	140,400

5. 平成29年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表
(平成30年3月31日)

資 産 の 部

(単位 千円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 7,939,892

ロ 建 物 18,068,761

減価償却累計額 △ 8,516,860 9,551,901

ハ 構 築 物 174,206,018

減価償却累計額 △ 73,325,690 100,880,328

ニ 機 械 及 び 装 置 88,229,054

減価償却累計額 △ 74,675,079 13,553,975

ホ 車 両 運 搬 具 45,086

減価償却累計額 △ 29,261 15,825

ヘ 器 具 備 品 984,673

減価償却累計額 △ 666,199 318,474

ト 建 設 仮 勘 定 1,021,983

有形固定資産合計 133,282,378

(2) 無形固定資産

イ 水 利 権 22,245,753

ロ 施 設 利 用 権 19,765

ハ 電 話 加 入 権 1,082

ニ ソ フ ト ウ ェ ア 1,192

無形固定資産合計 22,267,792

(3) 投資その他の資産

イ 出 資 金 69,856

投資その他の資産合計 69,856

固 定 資 産 合 計 155,620,026

2 流動資産

(1) 現金預金	4,733,742	
(2) 貯蔵品	<u>95,921</u>	
流動資産合計		<u>4,829,663</u>
資産合計		<u>160,449,689</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 47,086,433

企業債合計 47,086,433

(2) 引当金

イ 退職給付引当金 2,827,086

引当金合計 2,827,086

固定負債合計 49,913,519

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 5,129,270

企業債合計 5,129,270

(2) 引当金

イ 賞与引当金 139,914

ロ 法定福利費引当金 26,142

引当金合計 166,056

流動負債合計 5,295,326

5 繰延収益

(1) 長期前受金	58,718,100	
収益化累計額	<u>△ 32,151,249</u>	
繰延収益合計		<u>26,566,851</u>
負債合計		<u><u>81,775,696</u></u>

資 本 の 部

6 資本金		90,132,417
-------	--	------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 補助金	2,033,213	
ロ 受贈財産評価額	43	
ハ 工事負担金	218,497	
ニ その他資本剰余金	<u>231,487</u>	
資本剰余金合計		2,483,240

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金	<u>△ 13,941,664</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 13,941,664</u>
剰余金合計		<u>△ 11,458,424</u>
資本合計		<u>78,673,993</u>
負債資本合計		<u><u>160,449,689</u></u>

6. 注記（平成 29 年度）

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

建物	15年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～20年
車両運搬具	4年～6年
器具備品	5年～15年

（2）無形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

水利権	20年
施設利用権	15年～20年
ソフトウェア	5年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

（3）法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、仕入控除対象外消費税及び地方消費税は、営業外費用として処理している。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

当事業年度において、重要な非資金取引はないため、記載を省略している。

III. セグメント情報の開示

水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV. 減損損失

1 グループिंगの方法

(1) 水道事業に使用している固定資産

水道事業に使用している固定資産は、その全てが一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

(2) その他の固定資産

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

2 減損の兆候について

当事業年度において、1のグループングをもとに、以下の遊休資産について減損の兆候を認識した。

用途	資産の種類	場所（地番）
普通財産	土地	兵庫県神戸市東灘区住吉山手4丁目1647番11
普通財産	土地	兵庫県神戸市東灘区五毛通1丁目4番145
普通財産	土地及び建物	大阪府大阪市東淀川区大道南2丁目308番44
普通財産	土地	兵庫県尼崎市田能4丁目876番4

3 減損損失の認識及び測定について

当事業年度において、上記資産について、減損の認識の判定を行った結果、すべての資産において回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。なお、回収可能価額の算定方法は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考に合理的に算定した価額によっている。

V. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI. その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として支給するため、退職給付引当金 102,986 千円を取り崩すこととしている。

2 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当として支給するため、賞与引当金 138,263 千円を取り崩すこととしている。

3 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法定福利費引当金 25,350 千円を取り崩すこととしている。

7. 平成28年度阪神水道企業団水道事業予定損益計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営業収益

(1) 分賦金	17,757,158	
(2) その他営業収益	<u>7,728</u>	17,764,886

2 営業費用

(1) 原水費	1,246,875	
(2) 浄水費	2,771,428	
(3) 配水費	2,411,220	
(4) 総係費	1,316,441	
(5) 議会費及び監査費	16,289	
(6) 減価償却費	8,744,376	
(7) 資産減耗費	<u>89,480</u>	<u>16,596,109</u>

営業利益 1,168,777

3 営業外収益

(1) 受取利息	3,573	
(2) 補助金	65,515	
(3) 長期前受金戻入	1,266,514	
(4) 雑収益	<u>140,688</u>	1,476,290

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	1,484,129	
(2) 雑支出	<u>7,884</u>	<u>1,492,013</u>

経常利益 △ 15,723
 1,153,054

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	1	
(2) その他特別利益	<u>408,000</u>	408,001

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	1	
(2) 固定資産除却損失	1	
(3) 減損損失	1	
(4) 災害による損失	1	
(5) その他特別損失	<u>816,000</u>	816,004

7 予備費 5,000 5,000 △ 413,003

当年度純利益 740,051

前年度繰越欠損金 15,498,027

当年度未処理欠損金 14,757,976

8. 平成28年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表
(平成29年3月31日)

資 産 の 部 (単位 千円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 7,939,894

ロ 建 物 17,681,509

減価償却累計額 △ 8,121,034 9,560,475

ハ 構 築 物 172,014,247

減価償却累計額 △ 70,306,485 101,707,762

ニ 機 械 及 び 装 置 90,751,393

減価償却累計額 △ 75,909,019 14,842,374

ホ 車 両 運 搬 具 43,597

減価償却累計額 △ 26,001 17,596

ヘ 器 具 備 品 959,716

減価償却累計額 △ 646,032 313,684

ト 建 設 仮 勘 定 2,699,690

有形固定資産合計 137,081,475

(2) 無形固定資産

イ 水 利 権 23,123,971

ロ 施 設 利 用 権 22,532

ハ 電 話 加 入 権 1,082

ニ ソ フ ト ウ ェ ア 2,796

無形固定資産合計 23,150,381

(3) 投資その他の資産

イ 出 資 金 69,856

投資その他の資産合計 69,856

固 定 資 産 合 計 160,301,712

2 流動資産

(1) 現金預金

5,000,711

(2) 貯蔵品

95,936

流動資産合計

5,096,647

資産合計

165,398,359

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

51,623,586

企業債合計

51,623,586

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

2,758,507

引当金合計

2,758,507

固定負債合計

54,382,093

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

5,561,460

企業債合計

5,561,460

(2) 引当金

イ 賞与引当金

138,263

ロ 法定福利費引当金

25,350

引当金合計

163,613

流動負債合計

5,725,073

5 繰延収益

(1) 長期前受金	59,518,826	
収益化累計額	<u>△ 31,728,937</u>	
繰延収益合計		<u>27,789,889</u>
負債合計		<u>87,897,055</u>

資 本 の 部

6 資本金 89,776,041

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 補助金	2,033,213	
ロ 受贈財産評価額	43	
ハ 工事負担金	218,497	
ニ その他資本剰余金	<u>231,486</u>	
資本剰余金合計		2,483,239

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金	<u>△ 14,757,976</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 14,757,976</u>
剰余金合計		<u>△ 12,274,737</u>
資本合計		<u>77,501,304</u>
負債資本合計		<u>165,398,359</u>

9. 注記（平成 28 年度）

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～20年

車両運搬具 4年～6年

器具備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

水利権 20年

施設利用権 15年～20年

ソフトウェア 5年

3 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、仕入控除対象外消費税及び地方消費税は、営業外費用として処理している。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

当事業年度において、重要な非資金取引はないため、記載を省略している。

III. セグメント情報の開示

水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV. 減損損失

1 グループिंगの方法

(1) 水道事業に使用している固定資産

水道事業に使用している固定資産は、その全てが一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

(2) その他の固定資産

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

2 減損の兆候について

当事業年度において、1のグループングをもとに、以下の遊休資産について減損の兆候を認識した。

用途	資産の種類	場所（地番）
普通財産	土地	兵庫県神戸市東灘区住吉山手4丁目1647番11
普通財産	土地	兵庫県神戸市灘区五毛通1丁目4番145
普通財産	土地及び建物	大阪府大阪市東淀川区大道南2丁目308番44
普通財産	土地	兵庫県尼崎市田能4丁目876番4

3 減損損失の認識及び測定について

当事業年度において、上記資産について、減損の認識の判定を行った結果、すべての資産において回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。なお、回収可能価額の算定方法は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考に合理的に算定した価額によっている。

V. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI. その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として支給するため、退職給付引当金 179,463 千円を取り崩すこととしている。

2 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当として支給するため、賞与引当金 137,859 千円を取り崩すこととしている。

3 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法定福利費引当金 25,689 千円を取り崩すこととしている。